

○防犯アドバイザー運用要綱の制定について

(平成7年3月20日例規第10号)

[沿革] 平成18年3月例規第9号、21年11月第30号、31年4月第23号、令和2年3月第11号改正

別記のとおり制定し、平成7年4月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

防犯アドバイザー運用要綱

第1 目的

この要綱は、防犯アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の身分及び勤務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 身分、任用等

アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和2年3月例規第7号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第3 勤務時間

アドバイザーの勤務時間は、4週間を超えない期間につき一週間当たり28時間45分とする。

第4 職務

- 1 アドバイザーは、配置先の警察署長（以下「署長」という。）の指揮監督の下に、次の職務を行う。
 - (1) 地域安全活動に関する民間防犯組織と警察との連絡調整
 - (2) 地域住民からの地域安全情報の収集及び地域安全に関する意見又は要望の聴取
 - (3) 地域住民に対する防犯対策等各種情報の伝達
 - (4) 地域住民による防犯パトロール、防犯診断、防犯座談会、防犯広報等の自主活動に対する指導及び助言並びにこれらの活動への参加
 - (5) 地区防犯協議会等が発行する「地域安全ニュース」の作成支援
 - (6) その他地域安全活動に関して、署長が特に命ずる事項
- 2 アドバイザーは、執務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合には、その職名を防犯アドバイザーとすること。

第5 勤務場所

アドバイザーは、原則として、配置された警察署の生活安全課において職務を行うものとする。ただし、配置先の署長は、必要があると認めるときは、同課以外の場所において職務を行わせることができるものとする。

第6 服装等

- 1 アドバイザーの服装は、端正な私服とし、勤務中は、防犯アドバイザー証（別記様式第1）を携帯するとともに、左胸部その他県民から容易に識別できる位置に名札（別記様式第2）を着装しなければならない。ただし、配置先の署長が必要と認めるときは、名札を着装しないことができる。
- 2 職務の遂行に当たり、アドバイザーであることを示す必要があるときは、防犯アドバイザー証を提示しなければならない。

第7 運用上の留意事項

配置先の署長は、アドバイザーの運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 職務の範囲を逸脱しないよう、指導教養を徹底すること。
- 2 各部門と連携して、計画的、効率的な運用を図ること。
- 3 言動態度に注意させ、適切な市民応接に努めさせること。
- 4 職務に従事させる場合は、身分を明らかにして行わせること。
- 5 受傷事故防止に十分配慮させること。

第8 報告

- 1 アドバイザーは、勤務日の活動状況について活動記録簿（別記様式第3）により、署長に報告しなければならない。
- 2 アドバイザーは、第4の(2)に定めるところにより地域住民等から地域安全に関する意見又は要望等を受理したときは、意見・要望等受理簿（別記様式第4）により署長に報告しなければならない。
- 3 署長は、アドバイザーの1月ごとの活動状況について、防犯アドバイザー活動状況報告書（別記様式第5）により翌月10日までに生活安全部生活安全企画課長を経て、警察本部長に報告するものとする。
- 4 署長は、アドバイザーの活動に伴う反響、紛議及び効果的な事例等を認知したときは、その都度速やかに生活安全部生活安全企画課長を経て、警察本部長に報告するものとする。

（別記様式省略）